

京都市人権文化推進計画

平成17年度取組実績及び

18年度事業計画

京 都 市

目 次

1 重要課題別の取組

・ 女性	1
・ 子ども	2
・ 高齢者	4
・ 障害のある人	5
・ 同和問題	6
・ 外国人・外国籍市民	7
・ 感染症患者等	8
・ ホームレス	9
・ その他の課題	10

2 各局区別の取組

・ 各局区等共通	1 1
・ 総合企画局	1 2
・ 総務局	1 2
・ 理財局	1 6
・ 環境局	1 6
・ 文化市民局	1 6
・ 産業観光局	2 2
・ 保健福祉局	2 3
・ 都市計画局	3 2
・ 建設局	3 3
・ 会計室	3 3
・ 北区役所	3 3
・ 上京区役所	3 5
・ 左京区役所	3 6
・ 中京区役所	3 8
・ 東山区役所	3 9
・ 山科区役所	4 1
・ 下京区役所	4 2
・ 南区役所	4 4

・ 右京区役所	4 6
・ 西京区役所	4 7
・ 西京区洛西支所	4 8
・ 伏見区役所	4 9
・ 伏見区深草支所	5 1
・ 伏見区醍醐支所	5 2
・ 市会事務局	5 4
・ 選挙管理委員会事務局	5 4
・ 監査事務局	5 4
・ 人事委員会事務局	5 4
・ 消防局	5 4
・ 交通局	5 5
・ 上下水道局	5 7
・ 教育委員会事務局	5 8

京都市人権文化推進計画

17年度取組実績及び18年度事業計画について

概要

京都市人権文化推進計画は、その進行管理として、同計画に掲げる施策について、毎年度、具体的な事業計画を策定し、施策の実施状況の点検を行うこととしています。同計画は1章（基本的考え方）、2章（重要課題）、3章（人権施策の推進）、4章（計画の推進）からなり、進行管理は第2章から4章までを対象としています。

本書は大きく【重要課題別の取組】と【各局区別の取組】で構成しています。

【重要課題別の取組】は、人権文化推進計画において、解決すべき人権上の重要な課題として掲げた項目（女性、子どもほか）について、策定以降の現状と課題、及び今年度の主な取組を示しています。（主に2章に対応）

【各局区別の取組】は、人権文化推進計画のほか各局区の分野別計画等に基づく、人権文化の構築にかかわる事業について、「事業名」、「（昨年度の）取組実績」、「（今年度の）事業計画」、担当課及び分類を示しています。分類は、それぞれの事業の内容に応じて、

教育・啓発（人権尊重の精神のかん養及び理念の普及）

保障（人権を十分享有できなかつたり、人権を侵害されるおそれがある状況の改善）

相談・救済（実際に人権侵害された場合に、相談等に適切に対応する）

推進体制・職員研修（人権施策の推進体制や職員研修、関係機関との連携等）

の別を示し、計画全般（第1章を除く）に対応しています。

重要課題別の取組について

人権文化推進計画に掲げた重要課題（女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人・外国籍市民、感染症患者等、ホームレス、その他の課題）のそれぞれについて、計画策定以降の各課題の現状と課題及び今年度の主な取組とその所管局を示しています。

平成17年度取組実績について

- ・ 取組事業数 436事業
- ・ 各事業が対象とする人権課題の別について、主に事業を行っている局区について下記に例示していますので参考にしてください。

主な所管局の例

- ・ 女性・・・文化市民局、教育委員会等
- ・ 子ども・・・保健福祉局、教育委員会、交通局等
- ・ 高齢者・・・保健福祉局、消防局等

- ・障害者・・・総合企画局，保健福祉局，建設局，各区・支所，教育委員会等
- ・同和問題・・・文化市民局，各区・支所，教育委員会等
- ・外国人・外国籍市民・・・総合企画局，総務局，都市計画局，教育委員会等
- ・感染症患者等・・・保健福祉局，教育委員会等
- ・ホームレス・・・保健福祉局等

平成18年度事業計画について

- ・ 継続事業数 398事業
- ・ 改善等事業数 33事業
- ・ 新規事業数 14事業
 - ・ 小学生見学受け入れ事業（総務局）
 - ・ 職場研修推進者の養成（総務局）
 - ・ 局区等研修の奨励・支援（総務局）
 - ・ 表現活動へのお誘い（文化市民局）
 - ・ 「四字熟語人権マンガ」の募集（文化市民局）
 - ・ 人権擁護委員による特設相談の実施（文化市民局）
 - ・ 子どものための市民憲章の制定（保健福祉局）
 - ・ 高齢・障害外国語市民福祉サービス利用サポート助成事業（保健福祉局）
 - ・ 下京区ホームページへの人権啓発記事の掲載（下京区役所）
 - ・ 人権強調月間 ワークショップの開催（西京区洛西支所）
 - ・ 精神保健福祉講演会（伏見区役所）
 - ・ 職場研修推進専門委員会（交通局）
 - ・ 職場研修推進者の養成（上下水道局）
 - ・ 「人権教育指導資料集（参考試案）」の活用（教育委員会）

1 重要課題別の取組

女性

【現状と課題】

配偶者暴力防止法や育児・介護休業法の改正、次世代育成支援対策推進法の制定など、男女の雇用機会均等、仕事と家庭生活の両立支援等、男女共同参画社会づくりに向けての制度面での整備は着実に進んでいる。しかし、依然として男性に比べ、管理職に占める女性の割合は低く、家事・育児・介護における女性の負担は大きいなど、課題も多い。このため、引き続き、広報・啓発活動を積極的に推進するとともに、市民や地域、事業者等の自主的な取組を促進する。

また、ドメスティック・バイオレンス（DV）をはじめとする女性に対する暴力は、女性に対する重大な人権侵害であり、早期根絶を図るべき問題である。京都市男女共同参画センター「ウイングス京都」における平成 17 年度の相談件数のうち、暴力に関する相談は 25.3%を占めており、今後も関係機関や地域との連携の下、その対策を積極的に進める。

【18 年度の主な取組】

「きょうと男女共同参画推進プラン」（計画期間：平成 14 年度～22 年度）が今年度末に実施期間の前半期を終了することから、昨年度に実施した「男女共同参画に関するアンケート」や計画の進ちょく状況などを踏まえ、その中間見直しを行い、取組課題と今後の施策の方向性等を検討する。（文化市民局）

京都市男女共同参画センター「ウイングス京都」において、男女共同参画の視点から身近なテーマを取り扱う各種講座を開催する。また、従来からの女性のための相談に加え、「働く女性のこころの健康相談」と「男性のための相談」を新設し、相談体制を充実する。

さらに、18 年度からセンターの運営に指定管理者制度を導入し、利用者サービスの一層の向上に努める。（文化市民局）

「女性の積極的な登用」や「仕事と家庭の両立支援」など、男女共同参画に率先して取り組む企業等を「きょうと男女共同参画推進宣言」事業者として登録し、その取組内容を PR するなどの支援を行う。さらに、特に意欲的な取組を推進している登録事業者に対して、市長表彰を行う。（文化市民局）

女性に対する暴力の防止、特に DV への対策として、関係機関、NPO 団体等との連携を強化するとともに、緊急一時保護施設（民間シェルター）を運営する団体に対し、家賃相当の補助を行う。また、DV に対する市民の理解を深め、被害者を支える市民の取組を促進するため、被害者支援ボランティア講座を実施する。さらに、人権情報誌「あい・ゆーKYOTO」において、DV の特集記事を掲載し、相談窓口等の周知を図る。（文化市民局）

子ども

【現状と課題】

子どもの人権を尊重し、子どもにとっての最善の利益を実現するため、新「京（みやこ）子どもいきいきプラン」に基づき、市民と行政が一体となったネットワークの充実・強化に努め、近年増加傾向にある児童虐待（本市における平成 17 年度の虐待に関する相談・通告件数は過去最多の 504 件）をはじめとする子どもの人権侵害に対して、より迅速で的確かつ身近な支援体制を構築する。

また、児童虐待が子どもの心身を深く傷つけ、命をも奪いかねない深刻な人権問題であることを踏まえ、社会全体で子育てを支え合い、子どもが健全に育成されるための意識啓発と防止に向けての取組の充実を図る。

さらに、学校においては、問題行動、不登校、いじめや児童虐待等の兆候を普段の子どもの言動や様子の変化から敏感に感じ取り、組織的な体制のもとに家庭・地域と連携しながら、その予防や適切な初期対応に努める。

【18 年度の主な取組】

児童福祉センターにおいて、被虐待児の早期発見、早期対応を強化するとともに、虐待を受けた子どものケアやその親への指導に係る心理職の児童福祉司を配置するほか、民間カウンセリング機関への委託等により保護者カウンセリングを実施する。
（保健福祉局）

子どもと家庭に関わる行政機関、民間団体等で構成する「京都子どもネットワーク連絡会議」に「要保護児童対策・虐待防止部会」を設置し、子どもの人権擁護と健全育成、子育て支援を総合的に推進する。

また、各区・支所福祉部に設置する「子ども支援センター」において、相談・カウンセリングや子どもの健全育成と子育てに関する総合相談の実施などに取り組むほか、「地域子育て支援ステーション」に指定した保育所・児童館において、子育て相談や子育て講座の開催、育児に関する情報提供等を行う。（保健福祉局）

次代の担い手である子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に向け、市民のパートナーシップにより、京都市民共通の行動規範となる「子どものための市民憲章」を制定する。（保健福祉局）

「子どもの最善の利益」への配慮を基本理念として、児童虐待の事前防止、発見から再発防止に向けた支援を行うため、各学校において教職員研修会を実施するとともに、PTA や地域の方々に対する啓発研修会等を開催する。

また、人権情報誌「あい・ゆーKYOTO」において、児童虐待についての特集記事を掲載するほか、ワークショップ形式による参加・体験型の人権学習会「和い輪い人権学習会」において、テーマの一つとして子どもを取り上げ、理解を深める。

(文化市民局，教育委員会)

教育相談総合センター こども相談センターパトナにおいて、子どもの心のケアを要すると思われる気がかりな点、不登校、いじめなど、子どもの教育上のさまざまな問題や、子育ての不安について、教育・心理専門のカウンセラーによる来所相談を行う。

(教育委員会)

「不登校児童・生徒適応支援連携協議会」や「不登校フォーラム」等の開催など、子どもたちの「心の居場所づくり」のため、総合的な取組を実施する。(教育委員会)

高齢者

【現状と課題】

長寿社会の進展に伴い、高齢者が自立し、生きがいのある健やかな暮らしを妨げられたり、介護者等による虐待などの人権上の問題が生じている。また、高齢者は弱者であるといった画一的なイメージを抱きがちである。市民自らが高齢者問題について考え、理解と関心を深める取組が必要である。

このため、「第3期京都市民長寿すこやかプラン」に基づき、高齢者がどのような心身の状態であっても尊厳を保ち、尊重されるだけでなく、自己実現できる社会の実現のため、長寿社会の諸問題について市民一人ひとりが自ら考える機会を提供するなど、啓発を中心とした施策の推進に努める。

【18年度の主な取組】

平成17年度に実施した高齢者虐待防止ネットワーク運営事業の成果や高齢者虐待防止法の施行を踏まえ、地域の関係者や介護サービス事業者等を中心とした「早期発見・見守りネットワーク」、福祉事務所や地域包括支援センター等を中心とした「保健医療福祉等介入ネットワーク」、長寿すこやかセンターを中心とした「専門機関ネットワーク」を構築し、高齢者への虐待を防止する。

また、虐待を受けている高齢者を保護する必要がある場合は、入所施設への措置や短期入所生活介護緊急利用者援護事業（緊急ショートステイ）の活用等により、高齢者の安全を確保する。（保健福祉局）

高齢者に豊かな地域社会づくりの担い手としての役割が期待されることから、市民すこやかフェアをはじめとするイベント開催時等に、高齢者の活動を紹介し、従来の画一的なイメージを払拭するなど、新しい高齢者像の啓発に努める。（保健福祉局）

長寿すこやかセンターで、長寿社会対策に係る各種の情報を収集し、諸問題の把握や研究に努め、長寿社会の抱える課題等を広く市民に発信・提言し、すべての市民が高齢者問題について考えるきっかけづくりを進める。（保健福祉局）

認知症高齢者や知的障害・精神障害のある人が地域で生活するために必要な福祉サービスの利用援助等を行う地域福祉権利擁護事業を充実するほか、権利擁護にかかわる関係機関や団体で構成する「京都市高齢者・障害者権利擁護ネットワーク連絡会議」を開催し、権利擁護に係る施策・制度の普及や啓発等を推進する。（保健福祉局）

障害のある人

【現状と課題】

各種の取組を通じて、ノーマライゼーションの理念は徐々に定着しつつあるが、「道路に障害物が多い」、「障害のある人に理解と関心を持ってほしい」といった意見が依然として多く寄せられており、物理的な障害のほかに、無理解・無関心といった問題が依然として存在している。また、今なお精神障害に関する誤った認識や偏見が存在していることが明らかになっている。

このため、障害者の人権の問題は、市民一人一人の身近な問題であるという視点、また障害の有無にかかわらず、市民一人一人が自立した主体的な存在であり、すべての人の人権を守るという視点を基礎として施策を推進する。

【18年度の主な取組】

本市、事業者、市民等の行動、活動にユニバーサルデザインの考え方を採り入れ、年齢、性別、国籍、心身の機能にかかわらず、すべての人にとってできる限り生活しやすい社会環境の整備を図るため、国際ユニバーサルデザイン会議公開シンポジウムの共催や、周知冊子配布、ユニバーサルデザインアドバイザーの派遣などに取り組み、事業者や市民の主体的な取組へのきっかけづくりを進める。（保健福祉局）

障害者自立支援法が平成18年4月から施行され、利用者負担が定率負担となったことから、国制度を基本としつつ、障害のある市民が安心して自立した地域生活を営むことができるセーフティネットとして、在宅生活における障害福祉サービス、自立支援医療及び補装具の利用者負担に係る本市独自の軽減措置等を講じる。（保健福祉局）

障害のある方が適切なサービスを受け、安心して暮らしていただくための基礎的な役割を果たすものである、手話通訳・奉仕員や要約筆記者の派遣など「コミュニケーション支援」分野の障害者社会参加促進事業を充実する。（保健福祉局）

認知症高齢者や知的障害・精神障害のある人が地域で生活するために必要な福祉サービスの利用援助等を行う地域福祉権利擁護事業を充実するほか、権利擁護にかかわる関係機関や団体で構成する「京都市高齢者・障害者権利擁護ネットワーク連絡会議」を開催し、権利擁護に係る施策・制度の普及や啓発等を推進する。（保健福祉局）

「ヒューマンステージ・イン・キョウト」において、障害のある人への理解を深めるための事業を実施するほか、豊かな人権感覚や人権に対する幅広い知識を習得してもらうことを目的とした、ワークショップ形式による参加・体験型の人権学習会「和い輪い人権学習会」において、テーマの一つとして障害者を取り上げ、理解を深める。（文化市民局）

同和問題

【現状と課題】

これまでの教育・啓発活動の取組により、若年層を中心に同和問題に対する正しい理解が普及・浸透しつつあるものの、その理解にはまだ不十分な点も見受けられる。さらに、市民に同和問題への誤まった認識を与える「えせ同和行為」が依然として存在し、解決の障害となっている。

このため、引き続き、同和問題が正しく理解されるための教育・啓発活動を行うほか、コミュニティセンターや地域の資源を有効に活用した交流事業を実施する。

また、これまでの環境改善事業により、住環境は大きく改善され、低位な実態は解消されたものの、残された課題である崇仁地区における環境改善の取組を進める。

【18年度の主な取組】

同和問題の正しい理解と人権意識の高揚を図る啓発拠点であるツラッティ千本や柳原銀行記念資料館において、地域の歴史や文化、生活等を中心とした資料展示を行うとともに、特別展や講演会を開催する。柳原銀行記念資料館においては、開館10年を記念とした特別展示を行う。

また、人権情報誌「あい・ゆーKYOTO」において、同和問題についての特集記事を掲載するほか、人権啓発パネルやビデオ等の貸出しを行う。

(文化市民局)

コミュニティセンターにおいて、日常生活に関する相談事業や市民相互の交流、市民の自主的な活動を支援する「学びとふれあい」のための事業を実施する。

なお、「学びとふれあい」のための事業については、住民の自立意識の向上やコミュニティの再生と活性化等を目的として、引き続き業務委託を推進する。(文化市民局)

崇仁地区において、交流とコミュニティ活動の拠点、保健・医療・福祉の総合的サービスの拠点となる合築施設を平成20年度の供用開始に向けて整備する。中でも、崇仁コミュニティセンターについては、京都駅に近接する立地条件を生かし、市民はもとより、観光客も気軽に立ち寄れるような、交流機能に重点を置いた施設とする。

(文化市民局)

外国人・外国籍市民

【現状と課題】

これまでの国際理解教育や啓発活動などの取組により、異なった民族、国籍、文化を持つ者が共に暮らしているという認識が市民の中に深まっているものの、依然、国籍が違うというだけで偏見や差別的事象が見受けられるのも事実である。また、近年、新たに市内に定住する外国籍市民（ニューカマー）が増加する傾向にあり、言葉や文化の違いにより日常生活に支障が生じたり、社会から孤立したりするなどの問題が出てきている。

このような課題に対応するため、「京都市外国籍市民施策懇話会」の提言を尊重しながら、学校教育や啓発事業の充実、市民レベルでの国際交流への支援などにより国際理解の促進を図るとともに、多言語による情報提供や相談事業の充実などにより外国人・外国籍市民が安心して生活できる環境整備を行う。

【18年度の主な取組】

外国籍市民に関する諸問題について、本市が取り組むべき課題等への意見を求めるため、「京都市外国籍市民施策懇話会」を開催する。今年度新たに公募・委嘱した外国籍市民の7名の委員を含む計12名の委員により、留学生問題等について調査・審議する。
(総務局)

日本語を母語としない外国籍市民等が、安心して医療サービスを受け、健康に暮らすことができるよう、京都市立病院を含む3医療機関に英語と中国語の医療通訳を派遣する。より多くの方々にご利用いただける制度となるよう、派遣医療機関の拡大に向けて取り組む。(総務局)

高齢又は障害のある外国籍市民が、必要な福祉サービスを利用することができるよう、外国語によるコミュニケーションが可能な者等が訪問相談や福祉サービスの利用支援等を行う「高齢・障害外国籍市民福祉サービス利用サポート助成事業」を実施する。
(保健福祉局)

感染症患者等

【現状と課題】

世界各国でエイズ患者・HIV感染者が増加している中、我が国においても先進国の中で唯一増加傾向が見られ、積極的な予防施策を講じることが急がれている。また、エイズに関する誤解や他人事とする意識等により患者・感染者及びその家族が、診療拒否、採用拒否、解雇、賃貸住宅への入居拒否等不当な扱いを受けるなどの問題が生じている。このほか、エイズに関する不正確な知識、思い込みにより患者・感染者等への偏見や差別意識が生じ、人権上の問題が生じている。

このため、引き続き、患者・感染者の差別・偏見を解消するため、すべての市民に対し、あらゆる機会を通じ、正しい知識と患者・感染者の人権擁護のための普及啓発等のエイズ対策を推進する。

【18年度の主な取組】

保健所において、感染不安を持つ市民を対象に、無料・匿名でHIV検査を行うほか、月2回、下京保健所において夜間検査（午後6時～午後8時受付）を実施する。

また、今年度から、HIV抗体迅速検査キットにより、迅速（15～20分程度）に結果が出るモデル事業を実施し、更なる受検機会の確保を図る。（保健福祉局）

市民一人ひとりがエイズについて正しく理解し、エイズのまん延防止と患者・感染者の差別・偏見の解消を図ることを目的として、世界エイズデー（12月1日）を中心とした日に街頭キャンペーン、ポスター掲示、啓発冊子の配布等の世界エイズデー関連啓発事業を実施する。（保健福祉局）

ホームレス

【現状と課題】

厳しい雇用情勢により、自立の意思がありながら野宿生活となることを余儀なくされたホームレスが、大都市を中心に多数存在しており、その多くが、河川や都市公園等を起居の場所としており、健康で文化的な生活を送ることができない等の問題が深刻化している。

このため、自立支援施策の推進、総合的な支援及び地域社会における理解と民間団体等との連携による支援を取組の柱とする「京都市ホームレス自立支援等実施計画」に着実に推進する。

【18年度の主な取組】

平成17年度から、多重債務等など法律的な問題を抱え、自立が阻害されているホームレスの支援策として、ホームレス無料法律相談を京都弁護士会の協力を得て実施しており、引き続き今年度においても、積極的に取組を推進する。(保健福祉局)

「京都市ホームレス自立支援センター」は、求職活動の拠点となる宿泊場所の提供を行い、就労による自立支援を目的として、平成16年12月に定員20名で開設したが、その後、満床により、一時的に入所できない等の課題が生じたため、本年7月から、定員を30名に増やす。(保健福祉局)

その他の課題

【現状と課題】

個人情報に対する意識の変化や高度情報化の進展など、社会状況等の変化に伴って、市民意識調査においても、犯罪被害者等やプライバシーの侵害、インターネットによる人権侵害などの新たな人権課題に対する関心の高まりがうかがえる。

また、一定の条件を満たすことで、性同一性障害者が戸籍上の性別を変更できる特例法の制定や、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための具体的な施策等を定めた犯罪被害者等基本計画の策定、法による紛争の解決に必要な情報やサービスを提供する日本司法支援センターの開設など、その対応が進められているものもあるが、新たな人権課題に対する社会的な理解は十分とはいえない。

このため、引き続き、人権課題として正しく理解され、その速やかな解決が図られるよう、積極的に教育・啓発活動を推進するとともに、必要な場合には制度等の改善を行うなど、実際の社会生活にかかわる面での改善にも取り組む。

【18年度の主な取組】

新たな人権課題についての関心を高めるため、各種の人権啓発イベントにおいて人権啓発パネルを展示するほか、市民しんぶんや人権情報誌「あい・ゆーKYOTO」において取り上げるなど、広く周知を図る。(文化市民局)

音楽(コンサート)やトークを通じて、若年層を中心に人権問題について考える機会を提供する「ヒューマンステージ・イン・キョウト」において、インターネットにおける人権侵害や個人情報保護をテーマとした啓発イベントを実施する。(文化市民局)

インターネット上での人権問題に対処するため、引き続き、教育・啓発を推進するとともに、国に対して、新たな法制度の創設やプロバイダ責任制限法の改正などの有効な措置を求める。(文化市民局)

犯罪被害者等への支援については、日本司法支援センター(平成18年10月から業務開始)において、情報提供をはじめとする各種の支援業務が行われることから、適切な相談・救済につながるよう連携を強化する。(文化市民局)

2 各局区別の取組